

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定要請及び申請事案

… 2

## 公 示

### ◎旅客自動車運送事業の運賃改定要請及び申請に関する事案

道路運送法施行規則第55条及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則第11条の2の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 2 事案の件名及びその番号
  - 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
  - 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項
- 令和8年5月14日 関東運輸局長 藤田 礼子

### ○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定要請及び申請事案

番号 要請・申請者 事案の概要 (1. 要請・申請期間 2. 運賃適用地域名 3. 要請・申請概要)

26B14号 小田原地区 法人タクシー事業者 13者

1. 令和8年3月18日～令和8年6月17日
2. 小田原地区
3. 運賃改定要請の概要  
別紙のとおり

1. 要請期間 令和8年3月18日～令和8年6月17日(受付期間:3ヶ月間)

2. 要請状況

要請事業者数		要請事業者の車両数			
		特定大型車	大型車	普通車	計(A)
法人	13 者	17 両	3 両	449 両	469 両

地区全体の 車両数(B)
471 両

要請車両数割合 (A÷B)×100
99.58 %

3. 要請における所要増収率 9.7%～26.0%

4. 要請運賃概要

車種区分		距離制運賃						時間制運賃			
		初乗		加算		時間距離併用制		初乗		加算	
		距離	額	距離	額	時間	額	時間	額	時間	額
普通車	1	0.95 km	600 円	180 m	100 円	60 秒	100 円	30 分	4,900 円	30 分	4,900 円
	2	1.0 km	600 円	200 ～215 m	100 円	70 ～85 秒	100 円	30 分	4,400 ～4,700 円	30 分	4,400 ～4,700 円
	3	1.05 ～1.07 km	600 円	205 ～208 m	100 円	75 ～80 秒	100 円	30 分	4,350 ～4,550 円	30 分	4,350 ～4,550 円
	4	1.1 km	700 円	200 m	100 円	75 秒	100 円	30 分	4,700 円	30 分	4,700 円

○参考(現行運賃)

車種区分		距離制運賃						時間制運賃			
		初乗		加算		時間距離併用制		初乗		加算	
		距離	額	距離	額	秒	額	時間	額	時間	額
普通車		1.17 km	600 円	229 m	100 円	85 秒	100 円	30 分	4,080 円	30 分	4,080 円

5. 現行運賃改定

令和6年2月9日公示(令和6年3月11日実施)